（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正）

第二条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第十五条の四に次の一号を加える。

三　船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第二条第八号に規定する難破物に該当する外国船舶（本邦の排他的経済水域にあるものに限る。）及び同号に規定する難破物に該当する排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物（本邦の内水、領海又は排他的経済水域にあるものに限る。）が積載されていた外国船舶

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第六項第九号中「船舶油濁損害賠償保障法」を「船舶油濁等損害賠償保障法」に、「第四十一条の二第一項」を「第五十八条第一項」に改める。

（保険業法施行令の一部改正）

第四条　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中「船舶油濁損害賠償保障法施行令」を「船舶油濁等損害賠償保障法施行令」に、「第二条第一項」を「第三条第一項」に、「及び第二項」を「、第二項（第一号のうち同条第一項第三号に係る部分に限る。）及び第三項」に改める。

第三十七条の四の五中「船舶油濁損害賠償保障法（」を「船舶油濁等損害賠償保障法（」に、「船舶油濁損害賠償保障法施行令」を「船舶油濁等損害賠償保障法施行令」に、「船舶油濁損害賠償保障法第十四条第二項及び第三十九条の五第二項」を「船舶油濁等損害賠償保障法第十四条第二項、第四十二条第二項及び第五十条第二項」に、「第二条第一項第三号及び第二項第一号（」を「第三条第一項（第三号に係る部分に限る。）、第二項（第一号のうち同条第一項第三号に係る部分に限る。）及び第三項（第一号のうち」に改める。

（排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令の一部改正）

第五条　排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令（平成八年政令第二百号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項に次のただし書を加える。

ただし、法第三十九条第二項、第三項及び第五項、第四十条、第四十二条の二第四項、第四十二条の三第三項並びに第四十二条の四の二第二項（これらの規定中船舶所有者に係る部分に限る。）、第四十二条の六並びに第四十二条の七の規定は、船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第二条第八号に規定する難破物に該当する特定外国船舶及び同号に規定する難破物に該当する排出された油、有害液体物質、廃棄物、危険物その他の物（我が国の内水、領海又は排他的経済水域にあるものに限る。）が積載されていた特定外国船舶については、適用があるものとする。

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第六条　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二百五十二号中「船舶油濁損害賠償保障法」を「船舶油濁等損害賠償保障法」に改める。

（国土交通省組織令の一部改正）

第七条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二号及び第四十二条第四号中「及び一般船舶油濁損害賠償保障契約」を「、一般船舶等油濁損害賠償保障契約及び難破物除去損害賠償保障契約」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（第二号において「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次項の規定　公布の日

二　第七条の規定　改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和二年三月一日）

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部改正）

2　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第一項中「平成三十一年六月一日」を「令和元年六月一日」に改め、同項ただし書中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第二項中「平成三十三年六月一日」を「令和三年六月一日」に改める。

内閣総理大臣　麻生　太郎
国務大臣　財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　赤羽　一嘉

医療法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十二月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百九号

医療法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十九号）の一部の施行に伴い、並びに医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第五条の二第四項、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第八条及び医療法及び医師法の一部を改正する法律附則第十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（医療法施行令の一部改正）

第一条　医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の前の見出しを削り、同条中「医療法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第一条の五とし、同条の前に見出しとして「（法の適用に関する特例）」を付する。

第一条の五の前に次の四条を加える。

（認定の申請）

第一条　医療法（以下「法」という。）第五条の二第一項の認定（次条から第一条の四までにおいて単に「認定」という。）を受けようとする者は、当該者が同項に規定する経験を有することその他の厚生労働省令で定める事項を記載した申請書にその内容を証する書類を添付し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

（認定証明書の再交付）

第一条の二　認定を受けた者は、認定証明書を亡失し、又は毀損したときは、認定証明書の再交付を申請することができる。

2　前項の規定による申請は、再交付の事由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出してしなければならない。